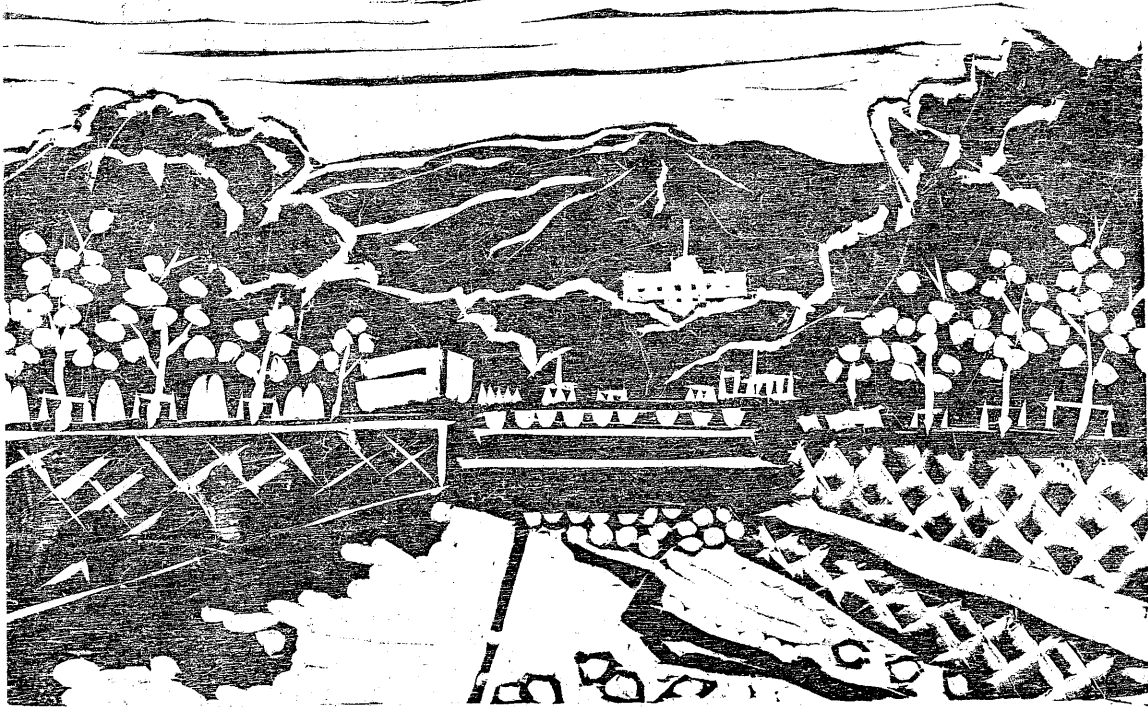


方 一 十 一



大正橋より芦屋山手を望む——室田五郎

No. 16 芦屋市報

四月号  
1951

# 新しい構想を

## 市長の新豫算案説明

昭和二十六年年度予算案その他を審議するため招集された定例市議会は三月十五日日本会議を開いたが、予算案上程に当り、野頭猿丸市長は当初予算一般会計三、八〇六、七八八円、特別会計一、五三三、一九〇、〇二二円、計五、三三九、九七六、八〇九円の編成方針について大要次のように説明した。

二十六年年度予算の説明に当り市長は本市百年の大計を樹立すべき「芦屋国際文化住宅都市建設法」の公布を見、大いにその将来を期待し得る段階に立ち到つたことは同慶のいたりだと前置きし、つづいて曰く

**地方財政、地方自治とシャウプ勧告** さきのシャウプ勧告に基いて税制改革が画期的に実施されその結果として一応地方自治の裏付けとしての財政が確立せられたのみでなく、自治行政は未曾有の拡充を遂げたのであるが、その後もシャウプ博士は地方自治に極めて理解ある数々の勧告を行い、之に基づき近く地方税法の一部改正が予定されており、明年度は更に明るく見通しをもつことのできるの非常に喜ばしい、従て二十六年年度予算の編成に当つては以上の諸点を考慮して、市民担税力の勘

案、徴税の適正、地方公務員法の施行に伴う市役所運営の高率化、都市発展の基盤としての道路整備事業の推進と復興土木事業の促進、教育文化の向上と施設の充実、民生安定と社会労働対策の強化、保健衛生施設の充実と道路清掃事業の促進、中小企業の振興対策強化、芦屋国際文化住宅都市建設法施行に伴う諸施設の計画樹立等に重点をおいて市政方向の裏付けとしたのである。このため予算総額は一般会計三、八〇六、七八八円、特別会計一、五三三、一九〇、〇二二円と相なつた次第である。この財源として市税収入一五六、三〇〇、〇八三円、使用料及び手数料五、九七七、七八九円、公営企業及び財産収入一〇、二九〇、八五〇円、国庫支出金七〇、五九〇、二九四円、県支出金六、六四〇、九二五円を見込むと共に、市債については建設的な事業の財源として三二、五〇〇、〇〇〇円を求めその他歳出に伴う附随収入として四、五〇六、八四七円を計上したのである。

**市税収入** 市民税の課税方法として明年度より次の三方法中より択一しなければならぬ。即ち第一法は所得税額を課税標準とする時標準税率百分の十八（制限税率百分の二十）第二法は課税所得金額を課税標準とするとき制限税率百分の十、第三法は課税所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準とするとき制限税率百分の二十であつて、第二、三法をとれば本年度に比して相当税収の増加を期待されるのであるが、本市に於ては市民の担税力を勘案して第一法を採用することとしたのである。固定資産税については近く設置される固定資産評価員制の実施によつて評価課税されるのであるが暫定措置として一期より三期までは現行方法によることとし最終納期に於て精算課税することとする。

**地方財政平衡交付金は財政需用と課税力とをならみ合せて課税力が標準経費に満たない所を埋めるものであるが、二十五年年度の調査の結果本市は基準財政収入が基準需用額を上廻るため新年度に於ては之に多くを望むのは危険である。**

その他使用料手数料は一応現行のままとし、公営企業及び財産収入に於て競輪競馬収入一千余万円を計上し、国庫支出金及び県支出金についても措置の明確ならざるものに付ては之亦前年度通り踏襲した。

**市債** については三月末に市債償還未済額は約七千万円に上る見込みであつて、新年度はこの上に更に学校、図書館、市民病

院、卸売市場、庶民住宅等の建設経費一億三千二百五十万円を起債する計画であるので之を加えると合計二億三千五十万円を負担することとなる。

次に歳出についてのべると

議會、役所關係、議會、各種委員會の報酬及び委託料、市關係全職員の給与額については時期の關係上一応現行ベースによつたが、給与ベース改訂による差額分については早急に追加措置をとる予定である。

**警察消防關係、警察と消防が自治体に移讓されて以来その経費も著大してきたが新年度では治安上職員の管内居住を奨励して關係経費二万円を計上し又防犯協會の助成金五十万円をも新規計上した。又消防費に於ては業務の充実のため職員増員と自動車ポンプ一台購入費二百二十万円、その他消防分団助成金の増額を図つた。(二十万円)**

**土木關係、文化健康住宅都市を標榜する本市は緊急の事業として道路、橋梁、下水路等の改良新設のため大幅に経費を増加計上した。即ち道路橋梁費千六百万円、用悪水路費百十万余万円、その他都市計画費一百万円、下水道費一百万円等である。**

**教育關係、文化の向上は学校教育の振興、社会教育施設の伸**

## 市告示

- 市告示第11号(三月八日) 昭和二十六年三月十五日芦屋市役所に定例市議會を招集する(市長名略以下同断)
- 市告示第12号(三月二十日) 昭和二十六年一月二十日日本市議會の認定を経た昭和二十四年度芦屋市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の要領は左の通りである。(略)
- 市告示第13号(三月二十日) 昭和二十六年一月二十日日本市議會の認定を経た昭和二十四年度打出芦屋共有山歳入歳出決算及び同年歳入歳出決算並びに同年芦屋歳入歳出決算の要領は左の通りである。(略)
- 市告示第14号(三月二十日) 本市議會の諮問を経た市道(路線五五ノ六、所屬、東芦屋町一〇一番地先、延長二二間二、幅員〇・五間、地積一坪六)を廢止する。
- 市告示第15号(三月二十日) 本年三月二十日日本市議會の議決を経て市報酬費用弁償及び実費弁償並びにその支給に關する条例中改正条例を次のように定める。(略)
- 市告示第16号(三月二十日) 市職員給与条例中改正条例を

暢を計る以外にはない。戦災校舎も一応復旧し明年度は各学舎の新築に主力を注ぐと共に、完全給食の実施の爲各小学校に給食室を五百五十万円を以て新築することとなつた。又予て懸案の図書館の建築については財源の見通しのつき次第着手した。

**民生關係** 生活保護費一千三百余万円を計上して生活困窮者の扶助誘掖に万全を期す。又住宅対策として鋼筋骨管住宅三棟の誘致と、庶民住宅百戸を予定して経費二千四百余万円を計上した。尚木造建約百坪の保育所を経費約三百三十万円を以て建て社会施設の一端に資したく考へてゐる次第である。

**衛生対策** も文化都市政策の一環を成すものとして重視し保健衛生の万全を期した。又経費七十五万円を以て市内清掃整理に主眼をおいて環境衛生の実効を収めたい。尚市民病院第二期工事費三千二百五十七万円を予算化して早急に実現を期し、近い将来は真に模範的の綜合病院とする計画を抱いてゐる。

**經濟対策** 現今の經濟情勢の推移に伴い、その対策も従前と自然変らざるを得ない。新情勢に対応して商店連合会と工業会に助成金二十万円を支出する外

が次に特別会計について概略説明する。

**水道費** 明年度上水道費は一千四百二十九万九千五百十八円に上つてゐるが、この事業の公共性と重要性に鑑み使用料は据置きとし主として資材關係以外の經常費の節減を図り、専ら水道施設の拡充整備に重点をおいた。尚その擴張計画は成案を得た。尚その擴張計画は成案を得た。尚その擴張計画は成案を得た。尚その擴張計画は成案を得た。

**競馬競輪事業** 先般開催の園田競馬に於ては果下地方競馬の最高売上高を示し得たのは洵に御同慶である。競輪については近く關係法令の改正により明るく見通しを得るものと期待されるが、明年度では一応兩事業共各一回分の開催経費として競輪八千二百三十三万一千三百円、競馬五千三百六十六万二千三百円を計上し一般会計又は商會計より合計一千余万円を繰出すこととした。

**市営浴場** については予算三百四十六万四千七百九十一円を計上してゐる。経営も次第に軌道に乗りに比較的順調に進んでおり、市民の保健衛生上貢献してゐるのはよろこばしいことである。

中小企業融資準備金百万円を二百万円に増額すると同時に、新に商工相談所費七万二千円を計上する等中小商工の振興に寄与すると共に、商工調査研究費若干を計上して商工會議所の設置について早急に具体案を得たいと思つてゐる。その他卸売市場の第二期工事費六百五十万円、又農業方面では八十四万円を計上してその健全な發展を期してゐる。

**企業關係** この方面で特筆すべきは何といつても「芦屋国際文化住宅都市建設法」の收穫である。新年度では先ず調査を強力におし進めることとし当初予算として取敢えず特別都市建設法、六甲横断道路、公園墓地等の調査費九十万円、その他一般企画調査費三十万円を合せて計百二十万円を計上した。弘報事務については本年一月から従来の弘報「あしや」の内容を一変し真に全市民との繋りを図るため之を市内全世帯に無償配布の計画の下に之を経費六十万円を計上した次第である。統計調査においても市内の物資の流動状態及び物価の推移をとらえ市民の經濟安定策の資料を得るため物資物価調査費三万一千円を計上した。

以上は一般会計の大略である

昭和26年度各會計歳入歳出豫算表

(金額単位…円)

一般会計	386,806,788
特別会計上水道費	14,299,518
"  浴場費	3,464,791
"  地方競馬費	53,162,013
"  競輪事業費	82,131,003
"  打出芦屋共有山	68,738
"  打出屋	63,035
"  芦屋	923
特別会計小計	153,190,021
總計	539,996,809

- 左の通り定める。(略)
- 市告示第17号(三月二十日) 本年三月二十日日本市議會の議決を経た昭和二十五年年度追加更正予算及び特別会計上水道費並びに浴場費追加予算の要領は左記の通りである。(略)
- (備考)
- 一般会計四、一五〇、二〇三円 追加
- 上水道費二〇二、〇〇〇円
- 浴場費 三一、五八〇円
- 市告示第18号(三月二十六日) 本年三月廿六日日本市議會の議決を経た市職員定数条例中改正条例を左記の通り定める。(略)
- 市告示第19号(三月二十六日) 本年三月二十六日日本市議會の議決を経た昭和二十六年年度市歳入歳出予算及び各特別会計歳入歳出予算の要領は左の通りである。(略)
- 市告示第20号(三月二十六日) 本年三月二十六日日本市議會の議決を経た昭和二十六年年度芦屋市打出、芦屋共有山歳入歳出予算及び同打出歳入歳出予算並びに同芦屋歳入歳出予算の要領は左の通りである。(略)

## 市教育委員會告示

○告示第10号(三月二十二日) 芦屋市教育委員會第五回臨時會を左記の通り招集する。

**打出芦屋共有山  
歳入歳出豫算表**

歳入	
第一款 公営企業及び財産収入	68,333
第二款 繰越金	305
第三款 雑収入	100
歳入合計	68,738
歳出	
第一款 会議費	57,750
第二款 財産費	7,988
第三款 諸支出金	2,000
第四款 予備費	1,000
歳出合計	68,738

**打出歳入歳出豫算表**

歳入	
第一款 公営企業及び財産収入	1,465
第二款 使用料及び手数料	48,000
第三款 繰越金	13,470
第四款 雑収入	100
歳入合計	63,035
歳出	
第一款 社会及び労働施設費	54,800
第二款 財産費	7,235
第三款 予備費	1,000
歳出合計	63,035

**芦屋歳入歳出豫算表**

歳入	
第一款 公営企業及び財産収入	921
第二款 繰越金	1
第三款 雑収入	1
歳入合計	923
歳出	
第一款 財産費	923
歳出合計	923

**特別會計地方競馬費  
歳入歳出豫算表**

歳入	
第一款 競馬事業収入	53,017,002
第二款 雑収入	145,010
第三款 繰越金	1
歳入合計	53,162,013
歳出	
第一款 競馬事業費	49,223,101
第二款 繰出金	3,638,912
第三款 予備費	300,000
歳出合計	53,162,013

**特別會計競輪事業費  
歳入歳出豫算表**

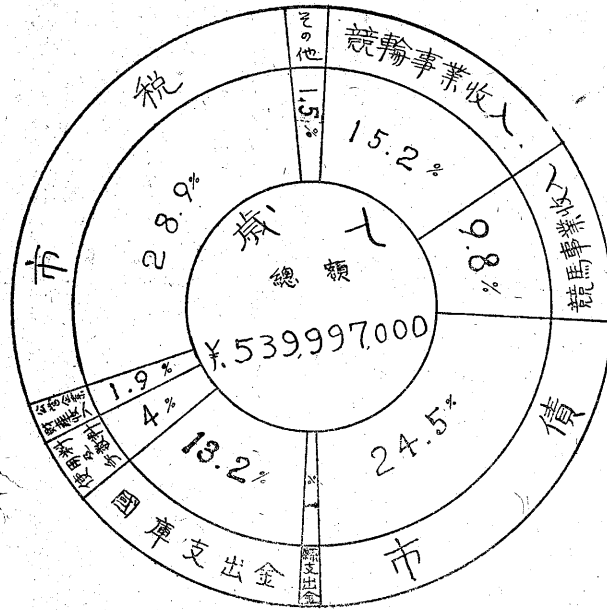
歳入	
第一款 入場料	675,000
第二款 勝者投票発売金	81,000,000
第三款 勝者投票事故収入	1
第四款 繰越金	1
第五款 雑収入	456,001
歳入合計	82,131,003
歳出	
第一款 国庫納付金	4,180,733
第二款 交付金	2,430,000
第三款 競輪場費	1,093,500
第四款 競輪開催費	5,277,801
第五款 返還金	1
第六款 払戻金	60,850,000
第七款 勝者投票事故補足金	1,000
第八款 雑費	706,000
第九款 事務費	719,676
第十款 繰出金	6,372,292
第十一款 予備費	500,000
歳出合計	82,131,003

**特別會計上水道費  
歳入歳出豫算表**

歳入	
第一款 使用料	12,342,000
第二款 工事収入	1,177,000
第三款 国庫支出金	780,001
第四款 繰越金	516
第五款 雑収入	1
歳入合計	14,299,518
歳出	
第一款 事務所費	6,751,311
第二款 維持費	2,060,374
第三款 量水器費	1,501,000
第四款 給水工事費	1,123,000
第五款 漏水防止費	480,700
第六款 濾過池整備事業費	1,227,900
第七款 送配水管工事費	2
第八款 復興事業費	600,000
第九款 公債費	75,231
第十款 調査費	380,000
第十一款 予備費	100,000
歳出合計	14,299,518

**特別會計浴場費  
歳入歳出豫算表**

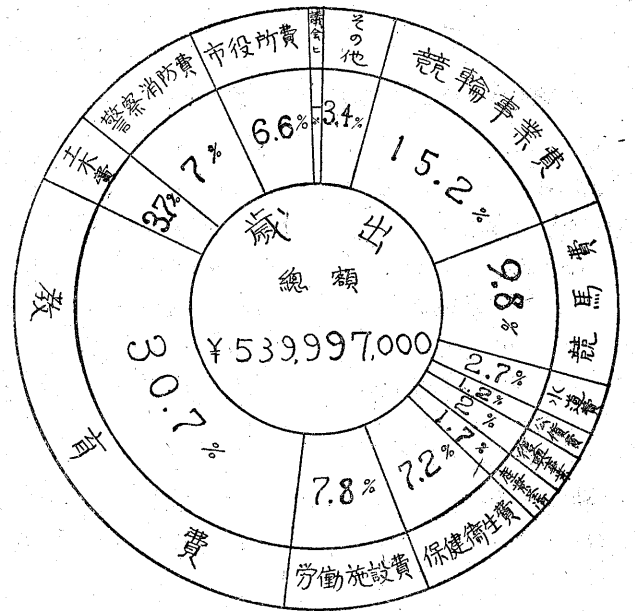
歳入	
第一款 使用料及手数料	3,464,789
第二款 繰越金	1
第三款 雑収入	1
歳入合計	3,464,791
歳出	
第一款 浴場費	2,858,342
第二款 公債費	606,448
第三款 諸支出金	1
歳出合計	3,464,791



**一般會計歳入歳出豫算表**

歳入	
第一款 市税	156,300,083
第二款 地方財政平衡交付金	1
第三款 公営企業及び財産収入	10,290,850
第四款 使用料及び手数料	5,977,789
第五款 国庫支出金	70,590,294
第六款 県支出金	6,640,925
第七款 寄附金	3,103,653
第八款 繰越金	1
第九款 雑収入	1,403,192
第十款 市債	132,500,000
歳入合計	386,806,788

歳出	
第一款 議会費	5,543,824
第二款 市役所費	35,567,122
第三款 警察消防費	38,029,755
第四款 土木費	19,800,563
第五款 教育費	165,672,989
第六款 社会及び労働施設費	42,096,862
第七款 保健衛生費	39,707,303
第八款 産業経済費	9,173,998
第九款 復興事業費	10,656,400
第十款 財産費	970,499
第十一款 統計調査費	1,497,550
第十二款 選挙費	1,912,495
第十三款 公債費	6,664,978
第十四款 公債費	2,090,000
第十五款 失業対策費	5,018,700
第十六款 諸支出金	1,903,750
第十七款 予備費	500,000
歳出合計	386,806,788



**人事異動**  
 依願免本職(三月十五日)  
 兼務部長 北口 正道  
 地方自治法第五十二条の規定により市長及び助役に事故あるときは市長職務代理人に指定す(同日)

- 告示第18号 基本並に補充選挙人名簿閲覧の件。
- 告示第19号 選挙運動に関する支出金額の最高制限額を金壹萬貳千六百円とする件。
- 告示第20号 候補者の氏名等揭示規程(昭和二十五年十二月二十六日芦屋管告示第29号)廃止の件。
- 告示第21号 経歴公報発行規定(同右第30号)廃止の件。
- 告示第22号 四月三十日執行の知事及県議会議員の同時選挙の投票管理者、同代理者を兼任の件。
- 告示第23号 同右の開票管理者、同代理者を兼任の件。
- 告示第24号 市議選挙の選挙長の職務を行う場所を市選挙事務局内とする件。
- 告示号外 市議選挙の投票場所十二ヶ所を定める件。

- 日時 三月二十五日午後一時  
場所 市教育委員会委員室  
議案 一、昭和二十五年度末市立中小学校教職員異動の件
- 市選挙管理委員会  
告示**
- 告示第9号(四月三日)  
芦屋市議会議員の任期満了による一般選挙を昭和二十六年四月二十三日に行う。その選挙すべき議員の定数は三十人である。
- 告示第10号 は右選挙に於ける選挙長並びに同代理者として齋藤正一、杉本義一を選任するもの。
- 告示第11号 開票事務は選挙会事務に合せて行う旨。
- 告示第12号 投票管理者、同代理者選任の件。
- 告示第13号 補充選挙人名簿の件。
- 告示第14号 投票用紙の様式の件。
- 告示第15号 選挙運動用ポスターの検印の様式の件。
- 告示第16号 同じく自動車、拡声機、船舶の表示様式の件
- 告示第17号 候補者に交付する自動車、拡声機、船舶の使用証明書の様式の件。



- 決算第1号 昭和二十四年度市歳入歳出決算、特別会計上水道費歳入歳出決算、同浴場費歳入歳出決算、同地方競馬費歳入歳出決算、同競輪事業費歳入歳出決算、同寶くじ住宅建設費歳入歳出決算、打出芦屋共有山歳入歳出決算、打出歳入歳出決算、芦屋歳入歳出決算、以上九件 (承認)
- 議案第20号 市職員給与条例改正の件 (可決)
- 議案第21号 昭和二十五年度市一般会計追加予算(第十号) (可決)
- 議案第22号 昭和二十五年度特別会計上水道費追加予算(第七号) (可決)
- 議案第23号 昭和二十五年度特別会計浴場費追加予算(第三号) (可決)
- 議案第24号 市職員定数条例改正の件 (可決)
- 議案第25号 昭和二十六年度市歳入歳出予算(一三六、八〇六、七八八円) (可決)
- 議案第26号 昭和二十六年度市特別会計上水道費歳入歳出予算(一四、二九九、五一八円) (可決)
- 議案第27号 昭和二十六年度市特別会計浴場費歳入歳出予算(一三、四六四、七九一円) (可決)
- 議案第28号 昭和二十六年度市特別会計地方競馬費歳入歳出予算(一五三、一六二、〇一三円) (可決)
- 議案第29号 昭和二十六年

- 市特別会計競輪事業費歳入歳出予算(一八二、一三一、〇〇三円) (可決)
- 議案第30号 昭和二十六年
- 議案第31号 昭和二十六年
- 議案第32号 昭和二十六年
- 議案第33号 市警察職員給与条例改正の件 (可決)
- 議案第34号 議決変更の件 (昭和二十五年七月十五日議決申請の件中、土地の表示である東芦屋町一六七ノ二官有地六六一七坪六一を六六七坪六六と変更する案である) (可決)
- 議案第35号 市警察手数料条例改正の件 (可決)
- 議案第36号 一時借入金金の件 (可決)
- 報告第1号 昭和二十五年芦屋市事務報告
- 報告第2号 芦屋市財産表右報告は地方自治法第二三四条第三項によつて提出されたものである (以上承認)

- ① 宮川左岸の阪神電鉄以南川原橋間に桜樹寄附の件 (承認)
- ② 三道路に人車道の街溝設置工事入札の件
- ③ 阪神国道に草花を栽植する兵庫県観光連盟の申出の件
- ④ 芦屋川堰堤の枯れた桜樹の補充の件、その他
- 建設委員会(三月十一日)
  - 一、廿五年度追加更正予算の件(土木費 歳出八六、九二三四円 歳入二八、二五〇〇円) を了承
  - 二、廿六年度予算の件(了承)
  - 三、市民病院建築業者指名の件(十二社を指名するもの)
  - 民生経済委員会(三月十三日)
    - 一、廿六年度予算について(了承)
    - 二、その他
      - (イ) 災害復旧住宅用地購入の件
      - (ロ) 卸売市場内の建物を阪神更生協会に貸与していたが市営卸売市場開設に伴う明渡し補償金を支出することを了承
      - 総務文教委員会(三月十四日)
        - 一、土地買収の件
        - 二、市有地売却の件
        - (イ) 住宅金融公庫融資による鉄筋コンクリート造賃貸住宅用地を売却する件 (了承)
        - (ロ) 災害復旧住宅敷地関係 (了承)
        - 三、市道廢止の件(了承)

- 四、二十五年追加予算の件
  - 一般 二、九二八、〇三九円
  - 水道費 二〇二、〇〇〇円
  - 浴場費 三一、五八〇円
  - 右は給与改訂による追加(了承)
  - 五、二十六年通常予算の件 五三八、六七九、〇四〇円
  - 六、その他
    - (イ) 国有地払下について
    - (ロ) 官立大学後援会寄附金について廿五年度本市負担分 一八八、〇七六円 (了承)
    - (ハ) 卸売市場補償金(了承)
    - (ニ) 六甲山植樹工事費の件

◆人事異動

- 都市計画課長 西村清三郎 (依願免本職(三月二十日))
- 建設部長 越賀 敏夫 (都市計画課長事務取扱を命ず)
- 衛生課長 土居 盛一 (衛生課長事務取扱を命ず)
- 庶務課長 田村 三次 (衛生課長に補す)
- 主 事 原田正二郎 (庶務課長に補す)
- 税務課長 山田 勲作 (税務課長を免じ秘書課長を命ず)
- 都市計画課長に補す 金山嘉八郎
- 衛生課長事務取扱 北口 正道
- 衛生課長事務取扱を免す 都市計画課長事務取扱 越賀 敏夫
- 都市計画課長事務取扱を免す (以上四月七日)

いよいよ選挙の月になつた。どうか愉快な楽しい選挙をやりたいものです。

選挙もこれまでとはすつかり交つた。昔は選挙といえは真剣勝負のやり合で、反対候補者は不具戴天の仇で、選挙法といえはへたに近づくこと直ぐひつかかる、まるで電気の通じた鉄条網みたやうなものでした。

それは選挙権といふものが官から人民に授けられたものとされ、その選挙権を国家のために役人の嚴重な監督と取り締りの下で行使するといふ考えだつたからです。

は、政治を自分等の手で自分の思う方向へ持つて行くという決心で選挙に臨むこととす。思ふような候補者がいないの、いい政黨がないのといつて自分から選挙を投げないで、なるべく希望に近い候補者や政黨を選んで世論の大勢を作り上げることとす。そうすると次の選挙には是非ともという期待や希望がわくやうになつて、政治が自分のものになり、選挙が待たれて楽しいものになります。

わたたくしが選挙を立派なものにやり上げたいというのをはかれています。

国民も、どうかその心で選挙に臨んでほしいのです。

(教養カードNO3より転載)

この条例は公布の日から施行し昭和二十五年十月十日から適用する。

○芦屋市警察手数料条例中改正条例

これは第二条の別表中を改正するもので昭和二十五年十一月二十五日より適用される。

改正別表

質屋営業許可手数料	一、〇〇〇円	許可証再交付手数料	五〇〇円
手数料	八〇円	小型運輸免許証再交付手数料	八〇円
仮運輸免許証再交付手数料	八〇円	道路に於て工事又は作業をしようとする場合	一、〇〇〇円
道路に碑表広告板飾塔等を設置しようとする場合	二、〇〇〇円	道路に露店屋台等を出せようとする場合	二、〇〇〇円
道路に於て都道府県知事の定める行為をしようとする場合	一、〇〇〇円	以上四件の許可証再交付手数料	五〇〇円
運輸免許証検査更新手数料	一、〇〇〇円		

所が今はモウ民主主権の世の中です。従て今日の選挙は自分の選挙権を自分の欲する政治のために自分の手で行うのです。

そこで大事なことは、選挙をどうして愉快なものにするかという事です。それに

わたたくし共管理委員はこの所をよく心がけて、選挙を愉快に且つ気やすくやれるようにサーヴィスにつとめたいとおもつています。

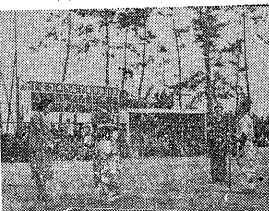
わたたくしが管理委員はこの所をよく心がけて、選挙を愉快に且つ気やすくやれるようにサーヴィスにつとめたいとおもつています。

例

芦屋市警察手数料

第一條 本市は地方自治法第二百二十二条により特に一個人

古物行商許可手数料	五〇〇円	古物行商許可証更新手数料	五〇〇円
古物行商許可証更新手数料	五〇〇円	古物行商許可証更新手数料	五〇〇円
古物行商許可証更新手数料	五〇〇円	古物行商許可証更新手数料	五〇〇円
古物行商許可証更新手数料	五〇〇円	古物行商許可証更新手数料	五〇〇円
古物行商許可証更新手数料	五〇〇円	古物行商許可証更新手数料	五〇〇円



阪急6A-2東急

時から神戸銀行グラウンドで行われ、観衆約三千人、市長の挨拶、浜崎監督の祝辞があり、市長の始球式によつて開幕されました。終始熱戦がつづけられたが結局6A対2で阪急に凱歌があがりました。

東急1001000002  
阪急10010022A6

# 競輪事業費收支計算書

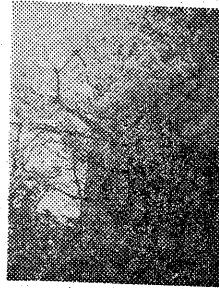
芦屋市管西宮競輪は別表(1)のとおり成績をおさめました。その収入状況は別表(2)のとおりであつてその支出は別表(3)をごらん下さい。(会計課)

開催年月	開催日数	1日のレース	車券発売額	入場者数	一般会計へ 繰出額	備考
昭和24. 11	6日	12回	140,239,900円	56,439人	9,802,247円	
昭和25. 11	4日	10回	89,950,800	51,474	4,209,840	西宮競輪再開の最初である。

歳入科目	予算決議額	収入済額	摘要
入場料	772,110	772,110	入場者1人15円 51,474人分
勝者投票券発売金	89,950,800	89,950,800	入場者1人平均 1,747円
勝者投票事故収入	400	—	
出場参加申込手数料	6,000	6,000	1人100円 60名分
番組売却代金	514,740	514,740	1枚10円 51,474枚分
前年度繰越金	126,053	126,053.47	昭和24年度剰余金繰越額
払戻不能金	211,320	211,320	昭和24年度第1回西宮競輪払戻不能金
計	91,581,423	91,581,023.47	

歳出科目	予算決議額	支出済額	摘要
国庫納付金	4,706,147	—	施行者取得金一発売額×0.25—(22,487,700円)から開催費(5,670,736円)と振興会交付金(2,698,524円)を差引いた金額の1/2
自転車振興会交付金	2,698,524	2,698,524	勝者投票券発売金(89,950,800円)×3/100
競輪場借上料	1,214,335	1,214,335	勝者投票券発売金×135/10,000
開催費1. 従事員給	822,553	831,553	投票所421人 払戻所173人 医務室2人
2. 人夫賃	177,550	177,550	入場券出札所人夫12人 場内整理人夫50人 茶吞所接待人夫5人
3. 従事員旅費	176,514	176,514	清掃人夫10人 運搬人夫3人
4. 選手見舞金	4,700	4,700	投票所、払戻所従事員交通費
5. 雑手具費	351,080	351,080	投票所、払戻所従事員宿直料18,880円 警察消防署警備費
6. 文具費	74,786	85,091	穴場従事員失業保険印紙代 22,200円 310,000円
7. 燃料費	31,500	19,500	木炭、薪 19,500円
8. 食糧費	106,322	77,574	医療費 5,940円 その他 15,261円
9. 消耗器材費	14,681	21,201	
10. 印刷費	782,467	787,267	
11. 通信費	4,924	5,720	
12. 運搬費	100	100	
13. 広告料	472,632	479,632	設備使用料 200,000円 その他 4,650円
14. 借料及損料	244,650	244,650	備品什器使用料 40,000円
15. 請負費	824,995	1,300,000	一般賞金 940,000円 先頭賞 175,000円
16. 修繕費	6,300	6,300	敢闘賞 15,000円 優秀選手賞 24,000円
17. 事業用具費	23,832	24,302	賞杯製作費
18. 賞金	1,154,000	1,154,000	参加手当60名分
19. 賞品費	12,550	12,550	勝者投票券発売金(89,950,800円)から施行者取得金(2割5分)を控除したものに払戻補足金(106,200円)を加えた金額
20. 参加賞	384,600	388,200	投票所不足金490円 払戻所不足金360円
払戻金	67,569,300	67,569,300	戦災都市連盟負担金 44,975円 西宮消防署補助金10,000円
勝者投票事故補足金	1,250	850	西宮防犯協会補助金100,000円 芦屋消防署寄附金20,000円
寄附金負担金補助金	486,000	551,180	芦屋警察署補助金 100,000円 金融機関協力費 10,000円
雑費	3,639,007	3,573,034	全国競輪施行者協議会費3,000円 その他263,205円
一時借入金利息	173,940	173,940	開催準備費 2,086,334円 執務手当84,600円 開催期間中の諸
実施部事務費	912,344	761,475.50	雑費652,643円 西宮備品借料200,000円 その他雑費549,457円
繰出金	4,209,840	4,209,840	職員給185,867.50 報酬189,400円 旅費341,641円 需用費4,600円
予備費	300,000	—	超過勤務手当39,621円 失業保険料負担金346円
計	91,581,423	86,899,962.50	一般会計へ繰出金 予算超過支出科目へ充用

## 花のように

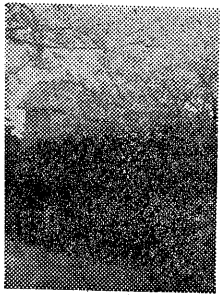


「ここは都市緑化のモデル地帯です。花のような美しい心づかいで草や木をいれたりしましょう」こんな美しい言葉が書かれた可愛い立札がトラックやタクシーの行き交う国道の緑地帯に立てられました。「昭和廿六年度緑化運動記念、兵庫県、芦屋市、県観光連盟」などの文字も読めます。春雨けむる四月一日のお昼頃、阪神国道筋の津知町地先、集つた人々は県土木部長、県観光連盟役員その他それから市長、議長を初め土木、企画調査各課の関係者に仲良し子供会のかわいい少年少女達をまじえた一団です。この日から始まる緑化週間のために先づここにモデル地帯を設けようとするのです。この植樹式は県土木部長や市長さん達の御入れに始まつて一本の銀杏の木が植え付けられました。又これら並木の間の歩車道間の緑地帯には美しい草花

が植えられました。観光連盟西村副会長の挨拶、猿丸市長の謝辞もありました。人々の眸は今植えられた許りの一本の銀杏の梢に集りました。そしてこれが年毎にすくすく成長していくのを今から待ち望んでいるようにした。この緑化運動に協力して市民の方々も仮令一本の木でも一茎の草花でも結構ですから、どうか手近かな所に植えて下さい。そして我が子の生い立ちを楽しむ心持ちで慈しんでやつて下さい。それがどんなにか人々の情操を陶冶するに効果あるかはラスキンも説いている通りです。そしてこんなささやかな事がやがてわたしたちの市を、県を国を緑化する様になつて生活環境を整え、人々の保健に役立つ、観光資源を作り、荒廢し枯渴した森林を復旧することにも繋がるというものです。わたしたちは緑化週間に限らずいつも「花のような美しい心づかいで草や木をいたわろう」ではありませんか。

## 苗木を大切に育てましょう

先般の緑化週間に果からあかしや三千五百本、油桐五千本、南京はぜ千本計五千本の苗木が



届きましたので左の通りに市管住宅に配付し、大体各戸に十本づつ配りました。残りは当分育成して来年二月頃各学校、遊戯場、市管住宅等に植え付ける予定です。

## ★進む建築工事

①山手中学校は全国に誇るモデルスクールとして各方面の注目を引いていますが去る三月十七日地鎮祭後神戸永岡建設の手によつて工事を進めています。現場は三条町の山腹にあつて難工事ですがこれを克服して鋭意工事に邁進しています。今秋十月末には竣成の予定。

②市管住宅の建設も順調に進み、三条町(12戸)は既に完成して入居済み、宮塚町(12戸中11戸)は十日入居、東山町(21戸)、山手(25戸)も夫々十五日に入居。

③颯風応急住宅、十棟二十戸(呉川町八棟十六戸、南宮町二棟四戸)は国庫の補助も受け、神井建設の手で目下基礎工事中で六月末に完成する予定です。

④魚菜卸売市場、公光町一の間市場はかねてより鶴田組の手で工事を急いでいましたが今月末には竣功します。

⑤市民病院、朝日丘町の高台の景勝の地を下して着工せられ九月末には第一期工事が終るとなつています。敷地は四、六六五坪、建坪二四五坪半、延面積三三四坪半、木造二階建という設計です。

⑥コンクリート住宅、家賃三千五百円から四千円する文化アパート二棟が小穂町に出現します。即ち鉄筋コンクリート四階建で、六畳二間にベランダ、瓦斯浴場、炊事場、水洗WC等文化施設を完備しています。又打出春日町にも同様鉄筋住宅一棟を着工、二十六年設計画として市管住宅百戸も計画。

## ★擴張せねばならぬ上水道

急速な發展途上にある芦屋市の上水道として現在の施設では給水能力が不足している為、今夏は時間給水も已むを得ぬ実情に立至つています。水道課に於ては夙に擴張計画を樹て鋭意実現に努力して来ます。計画の概要は、豊水時の余剰水を貯水し、渇水時に供給する流量調節の貯水池を築造して完全給水を実施しようとするもので、完成すれば七万人に対する給水が可能となります。凡ゆる困難を克服して是非、一日も早く実現致したい所存ですが、九千八百万円の事業費(第一期工事)を要するので、起債手續が順調に進めば二年余で竣功する予定です。(水道課)

撰津国武庫とは古代には武庫(ムコノアガタ)と称した地である。大化二年郡を創設された時、東は川辺郡、南は海、西は風川(津門川)を界して荒原郡に隣り、北は武庫山(六甲山)を以て有馬郡に接する。武庫川が郡の申中央を串流して鳴尾の浦に注いでいる。此の武庫川の下流の地こそ、古の牟古(ムコ)の津である。神功皇后の摂政元年紀に、日の大神の荒魂、皇后に誨へて曰く、吾今皇后に近づくを欲せず、宜しく御心の広田に祭れ、吾が名は撞賢木殿御魂(ツクサカキイツノミタマ)天疎向津媛(アマサカルムカツヒメ)なりと教へ玉うた。此の神の御名の向津とは当時皇后のおられた大和の京より西浪速津の向うにある広田という所であるから(アマサカル)と宜い玉うたのである。此の向津が武庫の字を以て表わしたのである。武庫の泊、武庫の津のことは別項津門の条下に述べた如く、古は大津の形であつたが年々武庫川の押し出しのため現代の如く泊の形跡を認めることは頗る困難とされる。けれども武庫川の東堤の辺に生津(ナマツ)という村名や守部(モリベ)という村名のあることを留意すべきである。抑々生(ナマ)という詞は

### 郷土史話

## 武庫の郡家

故福原会下山人稿

り、又守部が津守の職事のわた遺跡と見ればその大体を知ることが出来るのである。今武庫の津の古を按ずるに、生津の地点より推して現今の武庫庄の地をその發達の基点として漸次西武庫の地に及んだものと察せられる。姓氏録に武庫の首(オビト)百済の片礼吉志の後也とあり、これは武庫郷の地に住んだものである。又見佐(ミサ)は呉の青清王の後見佐の地に住んだ。牟佐とも身狭ともいつた。

此の見佐村は昆陽(コヤ)と小林との中間にあつたが武庫川大洪水のため一村流失して小浜の西に移つた。見佐神社が僅かに残つてゐる。今、川の東堤の地に古墳六七箇残つてゐる。これは見佐の遺物である。伊丹阪から昆陽を過ぎ甲武橋を渡りヒゲ茶屋から西武庫の地に至るものが古代の通路である。武庫郡甲東村とはその名の示す様に甲山(曹山)の東麓にある景勝の地である。

その他諸国に古市の名のある所は古代にその祖神を祀り人民聚落し物資を蓄ぎ又は一定の日を定め市立をして物々の交易場となしたことは神社を中心として集まるものであるから一郡の行政官の役所即ち郡家は此の大市に設けられたものと推定される。

一、昭和十二年十月の事であつた。西太市と神咒寺と段ノ上との三部落地の境に小丘がある。芝川家の所有地で果樹園を作らうと予定されていて草生地であつた。偶々甲東小学校の先生が野外に於ける理科教材蒐集の際に図らずも此の小丘上に於て古瓦の埋没されたものを発見し布目平瓦、蓮弁丸瓦等数種を得られたのであつた。此の遺物の発見こそ播磨の印南郡家、加古郡家、明石郡家、撰津八郡郡家等の遺跡より発見のものと同じく正に武庫郡家の跡と推定すべく考えられる。段ノ上とは団の上にて郡家当時田の設けられた所であらう。此の制は一朝有事の際に郡の壮丁を召集し郡の兵庫に蔵する軍器、武器を与へ以て不慮に備へたものである。郡家の側に(ダン)と称する地名の存しているのはこれがためである。又門戸の地名も郡家の南にあつてその正門と考えてもよ

貞観六年二月位を授け戸内の田租を免し門閭に旋表しその貞操を賞させられたとある。一千余年の昔、郷土にかかる美談を遺したことは誠に敬慕に堪えない事柄である。前に述べた武庫大領日下部浄方というは頗る有徳の方であつた。伝える所によると身を節儉に持し農事に勤め民を愛したとあり、その時代は桓武天皇の平安遷都の延暦年間

は丹後国与謝郡日置郷日下部氏より出づ。如意尼が常に護持していたという紫雲鏡なる靈鏡は日下部家に伝つたもので嘗て浦島子か竜宮より得た玉手箱だということである。如意尼は日下部氏である。又尼に従つた如一尼(ニヨイチ)は俗姓和氣氏で丹後国筆石の人であつた。

王を伴い志染の里に到り父の最期を知り遂に王子と共に細目の家童となり天運の挽回を俟つたが清寧天皇の二年遂に還都の喜心あり、弘計王帝位を踐み給うて顯宗天皇と申した。天皇は厚く使主の忠節を嘉みし玉うて日下部の姓を賜はり吾田彦をその氏の長として有馬郡に居らしめたのが日下部である。此の使主は本夷種であつたが当時貴族の近侍として専ら身辺の護衛に當つていたので、斯る忠節のものすからあつたので日下部なる部民の中に編入されたのであつた。日下部は単に日部ともいつた。日置である。日の大神の御靈を鏡に招き奉りてその恩頼に依らしめたるものである。それで日置とは日招(ヒオギ)とい

るが郷土史の研究には考古、土俗、民俗、歴史を研究せざれば文献文には机上の研究になり実際の郷土史の研究は出来得ないのである事を後輩諸氏に告げるのである。

### 市教育委員会より

#### 第五回臨時會

(三月二十五日、続会二十九日)

- 一、前回會議録の報告及び承認議案
  - 二、議案
  - 1、議案第40号、昭和二十五年末市立中小學校教員異動について(一部修正可決)
  - 2、議案第41号、昭和二十五年教育費追加更正予算について(可決)
  - 3、議案第42号、法律第二九号施行に伴う幼稚園教諭の新給与差額の件(可決)
  - 4、議案第43号、岩園、宮川両校舎落成式挙行(可決)
- 三、協議事項 美術協会顧問受諾の件
- 教育委員会協議會(二十一日) 議案第39号、人事の件(可決) 右に基づき即日左の通り発令された

た。さて茲に一つの注意すべき事は東武庫に浜田という村がある(今は尼ヶ崎市内)昔は菜切(ナキリ)の里といつたが此のナキリとは濱際(ナギサノキワ)で浪打際の意であらう。この村に宿禰塚という古墳がある。此の塚はさまで大きくはないが形がよく整つて念入りに築造されてある。古くより宿禰塚と呼んでいたので宿禰といえは直に武内宿禰の塚だとしてゐるが武内宿禰の塚なるものが此の地にあるべき筈もなく又時代としても構造としても該当すべきでない。唯一つの考えは宿禰塚の名であるが、これによつて考ふるに奇怪の観がないでもない。今と郡の右族日下部宿禰の奥津城

に存する史実を載せないがために奇怪の観がないでもない。今如意尼の出自を尋ねると如意尼

の消息の絶えたのをいぶかり弟

兵庫県芦屋市教育委員会教育長に任ずる。

# 各課だより

★固定資産税は三十日までに本年度固定資産の納期は四月十一日から同月三十日までです。どうか万障を排して是非期限内に御納め下さい。もし納期限がすぎても納付されないときは延滞金、延滞加算金、督促手数料を納めなければなりません、督促状の指定期限までに納付されないときは滞納処分ということになり、お互いに面倒なことになります。

★市民税の申告はすみましたか  
昭和二十六年年度の市民税の申告はもうお出しになりましたか。御承知の様に皆様の申告は適正な課税について絶対必要なので、四月二十日の期限におくれぬ様、今すぐに御申告下さることをお願いいたします。

★お手許に残つていませんか  
一般個人が所有する戦時国債

★仲よし子供會の譽れ  
三月二十二日芦屋の仲よし子供會は、県知事から青少年優良自律団体として表彰をうけ、表彰状と美事な記念品をいただきました。

★卸賣市場を  
市では近く公光町一に市営魚菜市場を開設する予定で、営業希望者を募つています。業種は鮮魚、加工水産、青果物(漬物、味噌)鳥卵等約十店舗

★定期種痘  
四月十六、七、八日の三日間定期種痘が行われます。生後二ヶ月から一年未満の赤ちゃんは全部うけなければなりません。場所は安樂寺、打出公会堂等

★美化される街路  
芦屋駅前北側道路七五六メートルの舗装はかねてより工事を急いでいきましたが、五月中旬には竣成する予定です。市の玄関口は大変美化されることとなります。



- (3月)  
20日 定例市議会再会。  
22日 特別都市法制定記念式  
教委協議会  
23日 記念野球試合(神戸B  
Kグラウンド)

- 24日 定例市議会再会。  
25日 定例市議会再会。教委第5回臨時会  
26日 定例市議会再会  
30日 第4回県下都市弘報事務連絡協議会(姫路)  
31日 定例市議会再会

- (4月)  
2日 社会教育委員4月定例会議(仏教会館)  
3日 選挙告示  
4日 教委協議会  
6日 各学校始業式  
7日 各学校入学式。人事異動発令さる  
8日 岩園校落成式  
13日 教育委員会  
14日 宮川校落成式  
16日 選挙啓蒙宣伝及映寫會。卸賣市場公聴會

★まくらめの講習  
白菊会の主催で三月二十七、九、三十一日の三日間市役所クラブで枕目編の講習が行われました。先生の今村恵子女史を囲んで熱心に研究して二十一人の会員が修了しました。皆さんの御健闘をお祈りします。

★お茶とお花の催し  
芦屋茶華道協会では新都市建設法公布を記念して四月七、八両日お茶とお花の大会を打出公会堂、打出天神、及び草川邸の三会場で華々しく開きました。お花の出品七十余点、お茶席は五宗匠によつて設けられ、入場

★墓地の改葬について  
市内小中島宇東の口二八三ノ一及び二番地所在の小中島墓地は今度建設省の改修工事があるので改葬しなければなりません。同墓地関係者は四月三十日までに市役所にお届け下さい。

★選挙に備えて  
選挙管理委員会ではこのたびの地方選挙に備えて四月三日から九日まで十二投票所へ出張、選挙人、補充選挙人各名簿の閲覧と、脱落者の登録申請の受付をしました。

★競馬だより  
市営園田競馬は愈々七月二十、三、四日及び二十七、八、九の計六日開催されます。

★みんなで大掃除をしよう  
近く春期清潔法が実施されます。五月中に行う予定ですが皆様の御協力をお願いいたします。詳細は追って発表されます。

★競馬だより  
市営園田競馬は愈々七月二十、三、四日及び二十七、八、九の計六日開催されます。

★選挙に備えて  
選挙管理委員会ではこのたびの地方選挙に備えて四月三日から九日まで十二投票所へ出張、選挙人、補充選挙人各名簿の閲覧と、脱落者の登録申請の受付をしました。

★みんなで大掃除をしよう  
近く春期清潔法が実施されます。五月中に行う予定ですが皆様の御協力をお願いいたします。詳細は追って発表されます。

★パトナム女史を迎えて  
四月十二日民事部児童福祉課長パトナム女史が来廳されました。児童福祉状態を査察のため

★墓地の改葬について  
市内小中島宇東の口二八三ノ一及び二番地所在の小中島墓地は今度建設省の改修工事があるので改葬しなければなりません。同墓地関係者は四月三十日までに市役所にお届け下さい。

★みんなで大掃除をしよう  
近く春期清潔法が実施されます。五月中に行う予定ですが皆様の御協力をお願いいたします。詳細は追って発表されます。